

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	飲料水供給施設事業	会計名称	一般会計		担当課	水道課	
		予算科目	4 款 3 項 4 目	事業番号	2367	所属長名	野島康博
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）				担当責任者名	坪田考宣	
法令根拠等	愛媛県水道条例				実施期間	【開始】	令和／平成 17 年度
総合計画での位置付け	快適空間都市の創造					【終了】	令和 年度(予定) ■ 設定なし
	潤いのある水環境づくり						
総合計画における本事業の役割	潤いある水環境づくりにおいて、住環境の整備や生活安全の確保に努め、中山地区飲料水供給施設区域内の安定的な水の供給及び安全な水づくりを行うための運営						
事業の対象	市民（飲料水供給施設を使用する者）			事業の目的	飲料水供給施設事業を行うのに使用料等の歳入だけでは維持管理費及び建設時借り入れた起償償還等を支出するのは困難であるため、一般会計より不足分について繰出しを行う。		
事業の内容（整備内容）	飲料水供給施設特別会計の歳入、歳出の差引額を一般会計より繰出しを行う。			昨年度の課題に対する具体的な改善策	委託先である地元組合と連携を密にし、日常における点検・整備を推進することにより、異常個所の早期発見に努め、費用負担が増大しないよう努める。		

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	前年度実績	2年度予定	9月末の実績	2年度実績
財源内訳	直接事業費	2,443	3,127	0	0	0	2,653	飲供施設特別会計繰出金	千円	2443	3127	0	2653	
	国庫支出金	0	0	0	0	0	0							
	県支出金	0	0	0	0	0	0	飲供施設特別会計歳入総額	千円	3990	4696	1154	4339	
	地方債	0	0	0	0	0	0							
	その他	0	0	0	0	0	0							
	一般財源	2,443	3,127	0	0	0	2,653							
職員の人工（にんく）数		0.07	0.05				0.05			0				
1人当たりの人件費単価		7,992	7,812				7,812							
※ 直接事業費÷人件費		3,002	3,518				3,044							
主な実施主体		直接実施		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）						0				
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	5年間の合計			
						4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000			
成果指標	指標	飲料水供給施設特別会計事業繰出金÷飲料水供給施設特別会計歳入合計				単位	⇒	区分年度	前年度	2年度	3年度	目標	毎年度	
	指標設定の考え方	飲料水供給施設特別会計事業費における独立採算の割合を数値化することにより、費用対効果を常に意識する事務の遂行が可能となる。				割		目標	0.6	0.6	0.6	0.6		
						実績		0.61	0.61					
	指標で表せない効果													

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 (今年度の途中経過)			飲料水供給施設は、水道使用料の収入だけでは経営を賄えておらず、一般会計からの繰入は必要不可欠であると考える。したがって、事務の効率化や更なる経費削減に努める必要がある。						
事業評価	自己判定 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が	A	事業成果・工夫した点	施設の維持管理については、水道課ロガー等で毎日確認するほか、委託先である地元水道組合において日常点検を行っているが、機器の異常確認時には、相互に連携し、早期対応を図ることで、経費の削減に努めている。
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3				
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3				
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3	合計点が	A		
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4				
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	3				
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が	B		
			コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3				
			市民(受益者)負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3				
	一次判定 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が	A	事業の方向性	事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する (判断の理由) 飲料水供給施設は、小規模であるため、水道料金収入のみでは、経営は成り立たず、一般会計からの繰入れが必要不可欠であるため、事業継続とする。
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3				
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。	3				
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3	合計点が	A		
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4				
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	3				
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が	B		所 属 長 の 課 題 認 識
			コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3				
			市民(受益者)負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3				
				5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。					

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。				

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性 (ACTION)

の経営最終者判断議	事業の方向性	コメント欄	
	☐	さらに重点化する。	
	☒	現状のまま継続する。	
	☐	見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を検討する。 事業を縮小する。	
	☐	事業の休止、廃止を検討する。 事業を休止、廃止する。	